

平成 30 年度八街市地域防災計画の修正概要

1. 修正の背景

現行の八街市地域防災計画は、東日本大震災の教訓等を踏まえて平成 25 年 6 月に修正しました。

一方、東日本大震災後も、平成 27 年関東・東北豪雨災害、平成 28 年の熊本地震など大規模な災害が頻発し、国ではこれらの災害教訓を踏まえて防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正、災害対策に関する各種指針の改定等を行っています。

千葉県においても、これらの動向を踏まえて千葉県地域防災計画を修正したほか、地震被害想定の見直し、災害時の受援、医療、避難などに関する個別計画の策定やガイドラインの改定などを行い、県全体の防災力の強化を推進しています。

本市においても、防災アセスメント調査の見直し、避難所運営マニュアルや自主防災組織活動マニュアルの作成、関係団体との災害時応援協定の拡充など様々な防災対策に取り組み、地域防災力の向上を図ってきました。

そのほか、平成 29 年 4 月には八街市地域防災力向上計画、同年 7 月には八街市（市・市民）における避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害・水害）を策定するなど、市の防災体制の充実を図っています。

これらの状況を踏まえ、本市の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく八街市地域防災計画の修正案を作成しました。

2. 計画の構成

八街市地域防災計画は、計画全体の基本事項、災害種別の計画（震災、風水害、大規模事故の 3 種類）及び資料の 5 つの編で構成しています。

また、災害種別の計画（震災、風水害、大規模事故・災害）は、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧・復興計画）の 3 つの局面を基本として構成しています。

〈八街市地域防災計画の構成〉

編構成	内 容
総 則 編	本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、市民等の役割、地域の特性等を定めています。
震 災 編	地震による揺れ、液状化及び火災への対策を定めています。 また、附編として、東海地震の警戒宣言等に伴う対応を定めています。 ※東海地震の警戒宣言等の情報は廃止され、今後は「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う対応に移行することが決定されていますが、その内容については国において現在検討中です。このため、今回の見直しで東海地震の警戒宣言等に伴う対応のままとしています。
風 水 害 編	大雨による土砂崩れ、洪水や高潮による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定めます。
大 規 模 事 故 ・ 災 害 編	大規模火災、林野火災、危険物等の爆発・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突事故及び放射性物質事故への対策を定めます。
資 料 編	この計画全般に関する資料を記載します。 ※今回の修正案には含まれていません。

2. 修正のポイント

(1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法の改正に伴うもの

- ・災害から命を守る施設が「指定緊急避難場所」、住居を失った被災者等が避難生活のため滞在する施設が「指定避難所」として定義されたことを踏まえ、避難施設の指定の見直しを行いました。
- ・地区防災計画制度の創設に伴い、地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることを提案した場合、防災会議においてその必要性を判断し、地域防災計画に位置づけることが可能となったことを踏まえ、住民等への地区防災計画の普及策を検討し、地域防災計画への位置付け等を明記しました。

イ 水防法、土砂災害防止法の改正に伴うもの

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域にかかる要配慮者の利用施設には避難確保計画の作成等が義務化されたため、同計画の作成についての普及促進策等を明記しました。

(2) 上位計画との整合等

ア 防災基本計画等の修正に伴うもの

- ・気象庁等が提供する防災気象情報が充実されたことや、深夜、早朝の避難勧告等に気づきにくいことを考慮し、新たに「八街市（市・市民）における避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害・水害）」を策定したことを受け、避難勧告等の判断基準を見直しました。
- ・避難場所等へ移動することがかえって危険な場合は、屋内での安全確保などの適切な避難行動をとることが示されたほか、平成 28 年台風 10 号災害では「避難準備情報」が要配慮者の避難開始情報であることが認識されておらず多数の犠牲者が発生し、「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されたことを踏まえ、避難勧告等の名称及び住民等に求める適切な避難行動を修正しました。

イ 千葉県地域防災計画等の修正に伴うもの

- ・県の防災・減災の主眼とする想定地震が、切迫性は高くないものの大規模な被害が予想される「東京湾北部地震」から、切迫性の高い「千葉県北西部直下地震」に修正されたことを踏まえ、本市においても「千葉県北西部直下地震」を想定地震として位置付けました。
- ・家庭内備蓄として最低 3 日、推奨 1 週間分が推奨されたことを踏まえ、本市においても普及促進することを明記しました。
- ・市は、発災時に市災害救護本部を設置することを明記するとともに、県が合同救護本部を設置した際には連絡員を派遣して県や災害医療コーディネーター等と連携した医療活動を推進することを明記しました。

(3) 市の取組や関連計画との整合

ア 避難所運営マニュアルの策定に伴うもの

- ・「八街市避難所運営マニュアル」に基づき、居住組と各活動班、避難所運営本部の整備や運営訓練の促進を図ることを明記しました。

イ 耐震改修促進計画の修正に伴うもの

- ・「八街市耐震改修促進計画」の改訂（平成 29 年 2 月）に基づき、木造住宅が密集する市街地を重点に耐震化を促進するほか、公共施設の耐震化にあたっては、吊り天井等非構造部材を含めた対策を講じること及び重点的に耐震化すべき地域を明記することとしました。

4. 主な修正内容

総則編（本文中の頁番号は、“総則－〇”と表示しています。）

節	頁	修正点
第1節 計画の目的等	2	・住民等が地区防災計画を提案した場合の地域防災計画への位置づけを明記しました。
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	12	・自主防災組織（区、自治会等）の責務として防災対策の主体的な実施等に努めることを明記しました。
第3節 地域特性	14～15	・気象状況、人口動態、土地利用、社会インフラ等の現況を更新しました。

震災編（本文中の頁番号は、“震災－〇”と表示しています。）

節	頁	修正点
第1章 総則		
第2節 被害想定	2～3	・想定地震を千葉県北西部直下地震に変更しました。
第2章 災害予防計画		
第1節 防災体制の確立	7 11	・発災時の円滑な応援受け入れのために受援計画の策定に努めることとしました。 ・地区防災計画の普及や地域における策定の促進を行うことを明記しました。
第3節 防災都市づくり	16 16	・八街市耐震改修促進計画に基づき、重点的に耐震化を進める区域を位置づけ、必要な支援を行うことを明記しました。 ・八街市耐震改修促進計画に基づき、学校施設において、吊り天井等非構造部材を含めた対策を講じることを明記しました。
第4節 備蓄・物流・燃料対策	18 18 20	・家庭内備蓄として最低3日、推奨1週間分を推奨し、具体的な品目を含めた普及策を講じることを明記しました。 ・市の備蓄目標の想定を千葉県北西部直下地震対象に修正しました。 ・市内の民間物流事業者との連携や民間物流倉庫を活用し、効果的な災害時物流体制を構築することを明記しました。
第5節 防災施設の整備	21～22 21 22	・現在指定している避難場所、避難所等を、基本法に基づく指定緊急避難場所、指定避難所等に修正しました。 ・指定緊急避難場所の誘導標識にJIS規格による図記号を使用して周知することを明記しました。 ・避難所運営マニュアルに基づく居住組、各活動班及び避難所運営本部の編成、運営ルール等の整備、運営訓練の実施等について明記しました。

節	頁	修正点
第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	28 29	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成、管理を行うことを明記し、名簿を提供する支援関係者、情報漏洩の防止措置等を明記しました。 ・避難行動要支援者ごとの避難支援プラン（個別計画）の作成を促進することを明記しました。
第3章 災害応急対策計画		
第1節 組織及び動員計画	39	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員会議の協議事項から避難勧告等を削除し、本部長（市長）権限のみで即断することとしました。
第2節 情報の収集・伝達	45～46 46～47	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、被災者の安否情報について、必要な限度で内部利用する等の情報収集を行い、安否情報を整理すること、及び情報提供を行うことを明記しました。 ・被災者への各種支援措置の漏れや重複等の防止、手続き等の円滑化を図るため、必要に応じて被災台帳の作成、運用を行うことを明記しました。
第4節 避難	51 54 56	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・指示等を発令するにあたり、立ち退き避難を行うことがかえって危険であるときは、状況に応じて屋内退避等の安全確保を行うことを指示することを明記しました。 ・複合災害が予想される場合に、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難することを伝達することとしました。 ・在宅避難者についても避難所滞在者と同様の支援を行うことを明記しました。
第6節 医療救護・防疫	63～64	<ul style="list-style-type: none"> ・市の救護本部の組織体制や県の合同救護本部との連携体制等を明記しました。
第8節 交通・緊急輸送	72～73	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、緊急通行車両の通行確保等のため必要がある場合、区間を指定して車両の移動を運転者に命令し、または自ら移動することを明記しました。
第13節 ライフライン施設等の応急対策	86	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設について、液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合の対応について追記しました。
第14節 学校等における児童・生徒・園児等の安全対策	92	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財が被災した場合の応急措置について追記しました。
第15節 要配慮者対策	93 93	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等が発令された場合の避難支援について、「八街市避難行動要支援者避難支援全体計画」や個別計画に基づき行動することを明記しました。 ・本人同意のない避難行動要支援者名簿についても必要に応じて避難支援の関係者に提供することを明記しました。

節	頁	修正点
第 16 節 災害派遣・応援要請	99	・「千葉県大規模災害時における応援受入計画」に基づき、市周辺の広域防災拠点を明記しました。
第 18 節 帰宅困難者等対策	102	・一時滞在施設の運営について、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることを追記しました。
第 4 章 災害復旧・復興計画		
第 1 節 生活安定のための緊急措置	112	・被災者生活再建支援法が適用されない世帯で、一定の要件に該当する世帯には千葉県被災者生活再建支援事業による支援金を支給することを明記しました。
第 3 節 災害復興計画	116	・特定大規模災害の発生時には国の復興方針に即した復興計画を復興協議会での協議・同意を経て作成、公表し、復興整備事業の許認可の緩和措置等を確保することを明記しました。

風水害編（本文中の頁番号は、“風水害－〇”と表示しています。）

節	頁	修正点
第 1 章 総 則		
第 2 節 災害危険箇所	2～3 4	・土砂災害の危険箇所、区域等の現況を更新しました。 ・富士山の大規模噴火が発生した場合の市内への降灰による影響を追加しました。
第 2 章 災害予防計画		
第 2 節 土砂災害の防止等対策	8	・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定等の普及、指導、市と施設管理者が連携した訓練等を追加しました。
第 3 章 災害応急対策計画		
第 2 節 情報の収集・伝達	21	・特別警報の発表時には、直ちに身の安全を守る行動を呼びかけることを明記しました。
第 4 節 避難	33 33 33～34	・避難場所等へ移動することが危険な場合、「屋内での安全確保」や「近隣の安全な場所に避難」など適切な避難行動をとることを明記しました。 ・夜間早朝の避難が予想される場合の避難勧告等の判断基準を追加したほか、県や気象庁が提供する土砂災害危険度メッシュ情報などを活用した判断基準を追加しました。 ・「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更するなど避難勧告等の名称を変更しました。

大規模事故・災害編（本文中の頁番号は、“大規模－〇”と表示しています。）

節	頁	修正点
第 2 章 大規模事故災害別対策計画		
第 7 節 放射性物質事故対策	20	・市内の放射性同位元素仕様事業所の箇所数等を記載しました。

節	頁	修正点
計画		